

# 相続登記必要書類

## ■市役所 市民課で

### ◎被相続人（亡くなられた方）

- 様 ・ 出生→死亡の戸籍 ・ 原戸籍 ・ 除籍謄本
- ・ 戸籍の附票（本籍と住所が異なる場合のみ）
  - ・ 権利書（登記上の住所と本籍がつかない場合のみ）

.....

### ◎相 続 人（相続するだけでなく、相続人全員です）

- 様 ・ 戸籍抄本（又は戸籍謄本）
- ・ 住民票
  - ・ 印鑑証明書

（登記では、戸籍・印鑑証明書・住民票に有効期限はありません）

~~~~~

## ■市役所 税務課で

- ・ 土地、建物の評価通知書（刈谷市の場合無料）  
（毎年4月初旬に市役所から届く不動産の課税明細書でもかまいません。  
但し、課税明細書では道路等の非課税地の記載がされません。）

以上の書類が準備できましたら当方へ御持参下さい。

遺産分割協議書を当方で作成します。

遺産分割協議書には、相続人全員が署名、実印で鮮明に押印の上、当方へ御持参下さい。

## 受 付

↓

### 相続関係の確認

- ・ 登記情報の確認
- ・ 相続人、被相続人の確認、不足書類の取得
- ・ 預貯金を協議書に記載する場合は、金融機関・支店・口座番号の確認

↓

### 遺産分割協議書・委任状の作成

↓

### 遺産分割協議書・委任状のお渡し

↓

### 相続人全員のご署名・実印でのご捺印

↓

### 登記名義を受けられる方への電話等による確認

↓

### 相続登記申請

↓

### 登記識別情報（従来の権利書）のお渡し

※未登記の建物については、登記名義を相続人するためには、建物表題登記を先にする必要があります。市役所で課税上の所有者のみを変更すること（未登記家屋の異動届）も可能です。

※遺言書がある場合には、別の手続きになります。

愛知県刈谷市寿町1丁目708番地  
司法書士・土地家屋調査士・行政書士

#### 宮田合同事務所

宮田 泰男      宮田 幸泰

TEL (0566) 21-0222 (代)

FAX                      23-0222